防府市介護予防・日常生活支援総合事業の介護予防ケアマネジメントに関する基準

令和元年９月１８日制定

（趣旨）

第１条　この基準は、防府市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱（以下「要綱」という。）第４条第１項第１号エに規定する介護予防ケアマネジメントについて定めるものとする。

（定義）

第２条　この基準における用語は、介護保険法及び要綱の例による。

（幸せます状態）

第３条　幸せます状態とは、以下のいずれかを活用しながら、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援を受け、または支援を受けなくてもセルフマネジメントが継続できることにより、介護予防給付（住宅改修、福祉用具購入および福祉用具貸与を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表１のサービスを利用しない状態をいう。

（１）地域にある住民主体の活動やサービス

（２）企業や商店のサービスまたはそれらの事業そのもの

（３）地域の活動や家族や友人など、利用者が元気に過ごしていた元の生活を支えた社会資源や対象者の生活を支えことができるあらゆる社会資源

２　幸せます状態は、本人、介護支援専門員及び第１項に規定するサービスを利用している場合においてはサービス事業所の合意によって認定する。

（介護予防ケアマネジメントのサービス内容）

第４条　介護予防ケアマネジメントのサービス内容は、別表２のとおりとする。

（ケアマネジメントＡ）

第５条　ケアマネジメントＡの利用者は、要綱第４条第１項第１号に規定するサービス・活動事業のうち、別表１の事業を利用する者と

する。

（ケアマネジメントＢ）

第６条　ケアマネジメントＢの利用者は、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援が必要な幸せます状態で、介護予防給付（住宅改修および福祉用具購入を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表１のサービスを利用しない者とする。

（ケアマネジメントＣ）

第７条　ケアマネジメントＣの利用者は、自分らしい生活を送るためのセルフマネジメントが継続できるよう支援が必要な幸せます状態で、介護予防給付（住宅改修および福祉用具購入を除く）、地域密着型介護予防サービスおよび別表１のサービスを利用しない者で、ケアマネジメントが初回のみ必要と判断できる者とする。

（包括的ケアマネジメント）

第８条　第５条から第７条に定めるケアマネジメントの外、別表３に掲げる支援についても、包括的ケアマネジメントとして介護予防ケアマネジメントに該当するものとする。

（雑則）

第９条　この基準に規定するもののほか、介護予防ケアマネジメントに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年１０月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年３月２４日から施行する。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は、令和８年６月１日から施行する。

別表１（利用の際にケアマネジメントＡを利用するサービス）

事業の種別	サービスの種別
訪問型サービス	予防給付型サービス、短期集中予防型サービス
通所型サービス	予防給付型サービス、生活維持型サービス、生活維持・短時間型サービス、短期集中予防型サービス

別表２（介護予防ケアマネジメントのサービス内容）

事業内容	ケアマネジメントＡ	ケアマネジメントＢ	ケアマネジメントＣ
アセスメント	実施	実施（種別変更時は不要）	実施（初回のみ）
プラン作成	介護予防サービス支援計画書	介護予防手帳	簡易な介護予防サービス支援計画書 必要時は介護予防手帳
プラン期間	１２か月	なし	なし
訪問・面接	３か月に１回 他月は電話	必要時	必要時
評価	年１回評価表の記入	なし（必要時の見直し）	なし（必要時の見直し）
算定	毎月	毎月（上限１２か月）	初回のみ

別表３（包括的ケアマネジメントに該当する支援内容）

① ケアプラン策定をしない場合のアセスメントや事業実施者との連携
② サービス･活動事業の利用に至らなかった場合のアセスメントや利用調整等
③ 孤独･孤立の状況にある者に対する地域の多様な活動への参加支援のためのアウトリーチ等
④ サービス･活動Ｂ・Ｄ等の利用者に対し、自宅や活動の場への訪問・実施者からの報告等を通じ、状況等を定期的に把握すること（利用者や事業実施者への助言等を含む）
⑤ 目標の達成等がなされ、サービス・活動事業の利用終了が適切と認められる者に対し、その選択・目標に応じて、地域の多様な活動につなげるための援助
⑥ 地域のリハビリテーション専門職等との連携・協働（支援方針の検討のためのカンファレンスの実施等）